

群馬県市町村会館使用料条例

平成 7年11月24日
条 例 第 6 号

改正 平成16年 9月 3日条例第1号
平成22年11月25日条例第5号
平成23年 5月16日条例第2号
平成26年 3月22日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。第225条及び第228条の規定に基づき群馬県市町村会館（以下「会館」という。）の使用について徴収する使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「会議室」とは、会館の第4条の表に掲げる部屋をいう。

2 この条例において「事務室」とは、会館の会議室以外の部屋をいう。

(使用料の徴収)

第3条 法第238条の4第7項の規定による許可を受けて会議室又は事務室を使用する者は、この条例の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第4条 会議室の使用料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	午 前 9:00~12:00	午 後 13:00~17:00	全 日 9:00~17:00
101会議室	2,160円	2,700円	4,860円
大 研 修 室	11,880円	15,120円	27,000円
大 会 議 室	11,880円	15,120円	27,000円
201会議室	2,160円	2,700円	4,860円
501研修室	3,780円	4,860円	8,640円
502研修室	3,240円	4,320円	7,560円
特別会議室	5,940円	7,560円	13,500円
和 室	2,160円	2,700円	4,860円

2 事務室の使用料の額は、使用面積1㎡当たり月額2,160円とする。この場合において、使用面積1㎡未満の端数を生じるときは、その端数は1㎡として計算する。

(使用料の納付期限)

第5条 会議室及び事務室の使用料は、管理者が指定した日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 群馬県市長会、群馬県町村会、群馬県市議会議長会、群馬県町村議会議長会又は公益財団法人

群馬県市町村振興協会が事務室を使用するとき。

(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急の施設として短期間使用するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか管理者が特に必要があると認めるとき。

(実費負担)

第7条 事務室の利用者は、その利用した電気、電話等の実費相当額を負担しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成7年12月25日から施行する。ただし、第4条第4項の規定は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年 9月3日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年11月25日)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月16日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年 3月22日)

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。